

平成30年度第1回 世田谷区入札監視委員会 議事概要

開催日時：平成30年11月6日（火）午前10時00分～12時00分

場 所：世田谷区役所第一庁舎5階庁議室

出席委員：中川委員、三浦委員、竹内委員

事務局：財務部経理課、教育委員会事務局教育総務課

【会議次第】

- 1 開会

- 2 報告事項
 - (1) 世田谷区公契約条例の取り組みについて
 - (2) 入札・契約制度改革について
 - (3) 平成29年度契約締結状況等について
 - (4) 指名停止について

- 3 議事
平成29年度 抽出契約案件の審議について

- 4 意見交換

- 5 閉会

【会議概要】

- 1 報告事項
 - (1) 世田谷区公契約条例の取り組みについて、事務局より報告。

世田谷区では、入札・契約制度の改善、受注環境整備、公共事業の品質確保等のため、「世田谷区公契約条例」及びその施行規則が平成27年4月1日から施行された。

条例に基づき、公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会の開催、労働条件確認帳票の活用、労働報酬下限額の決定等の取り組みを行っている。

※区ホームページ参照

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/166/825/d00135058.html>

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/166/825/d00144400.html>

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/166/825/d00145202.html>

(2) 入札・契約制度改革について、事務局より報告。

①平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価に係る特例措置について

(主旨)

国が平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価（「新労務単価」という）は、平成29年度当初の公共工事設計労務単価（「旧労務単価」という）に比して、2.8%の上昇となっている。

これに伴い、国が特例措置を定め、各自治体についても、新労務単価の適用とともに、国の措置を参考に適切な運用に努めるよう要請があったことをうけて、国と同様の特例措置を講じることとした。

(特例措置の内容)

平成30年3月1日以降に契約を行った工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものを対象とする。受注者は、工事請負契約約款第54条等の規定により、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための協議を請求することができる。

なお、区は受注者に対し、特例措置の対象であることを個別に通知する。

※区ホームページ参照

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/166/825/d00158125.html>

②最低制限価格制度等の見直しについて

(変更内容)

・対象の追加

予定価格（長期継続契約の場合は年額）200万円以上の公衆トイレ清掃の業務委託契約

・工事請負契約等に係る適用範囲の変更

工事請負契約について、最低制限価格制度の適用範囲の上限額を現行の予定価格1億8,000万円未満から1億円未満に改定し、1億円以上の工事請負契約等は低入札価格調査制度を適用する。

・工事請負契約、土木設計及び測量に係る最低制限価格の算定方法の変更

<工事請負契約>

【変更前】直接工事費×0.95 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費×0.55

【変更後】**直接工事費×0.97** + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費×0.55

上記によって得られた額に10分9から10分の10までの範囲内で契約担当者が定める割合を乗じて得た額

<土木設計の業務委託契約>

【変更前】直接人件費×1 + 直接経費×1 + その他原価×0.9 + 一般管理費×0.45

【変更後】直接人件費×1 + 直接経費×1 + その他原価×0.9 + **一般管理費×0.48**

<測量の業務委託契約>

【変更前】直接測量費×1 + 測量調査費×1 + 諸経費×0.45

【変更後】直接測量費×1 + 測量調査費×1 + 諸経費×0.48

(適用開始日)

平成30年4月1日以降に契約する案件について適用する。

③平成29年度総合評価競争入札の実施状況について

平成29年度における総合評価競争入札の実施は16件。

一般土木工事 3件、道路舗装工事 2件、建築工事 2件、一般塗装 2件、
電気工事 2件、空調工事 2件、給排水衛生工事 1件、造園工事 2件

(3) 平成29年度契約締結状況等について、事務局より報告。

平成29年度工事請負契約締結状況・・・326件

一般競争入札 (225件)、指名競争入札 (15件)、随意契約 (86件)

(4) 指名停止について、事務局より報告。

平成29年度指名停止運用状況・・・9件

2 議事

平成29年度 抽出契約案件の審議について

各委員が抽出した9案件について審議した。

(1) 審議対象案件

①世田谷区立経堂小学校外部大規模改修工事 (1期)

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
<p>・工事成績評価点が55点であるが、50点を下回るような工事成績 (区分：不良) とはどのような状況なのか。</p> <p>・工事成績評定点のより効果的な活用に期待している。</p>	<p>・50点を下回るよう場合は、工程管理や品質管理の面で相当対応ができていない現場であることが考えられる。その場合、指名停止措置の対象になる。</p> <p>・適切な活用方法を検討していく。</p>

②仮称世田谷区立野毛2-22緑地整備工事

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
<p>・辞退理由について。</p>	<p>・積算した結果、予定価格を超えてしまったため。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・落札率が97%であり、近年落札率が高めに上がっている中で、ほぼ妥当な額と見て良いのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区が積算した予定価格の範囲内であり、適正な価格で応札してきていただいたと認識している。
--	--

③仮称世田谷区立二子玉川複合施設新築工事

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・工事成績評定を入札参加の1つの要件としている事例があるのかどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格が一定金額以上となる案件を入札する場合は、「前年度及び今年度にしゅん工した工事において、49点以下の工事成績評定を受けていないこと」という要件を入れている。

④世田谷区梅ヶ丘拠点整備事業に係る開発工事及び仮称区複合棟新築工事

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・辞退理由について。 ・入札への参加事業者が少ないが、どのような理由が考えられるか。 ・建設共同企業体の構成員を多くする等、参加条件を限定することで、結果的に入札参加数が少なくなり競争性が薄れているのなら、検討の余地があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・積算金額が予定価格を超過したため。 ・近年まれに見る大型案件であり、且つ3者による建設共同企業体を条件としているので参加事業者数が少なかったと考えられる。 ・検討する。

⑤世田谷区立代田地区会館改修電気設備工事（平成29年度）

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・辞退が3者（応札1者）であるが、3者の辞退理由について。 ・落札率100%であるが、工事に特殊性があったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3者ともに予定していた技術者の配置ができなくなったため。 ・本件は、屋上に設置されたキュービクルの更新に伴う機器の搬出・搬入において機器の重量等を揚重可能な車両に対して、敷

<p>・総合評価方式入札において、事業者は他の参加事業者の評定点を入札前に知ることができるのか。</p>	<p>地が狭小であったこと、他の工事事業者との搬出・搬入計画等の緻密な調整や近隣対策などが求められた工事であった。</p> <p>・他にどのような事業者が参加しているのかは開札結果の公表まで開示しないので、点数も知ることにはできない。過去の総合評価方式案件の結果において参加事業者の点数を公表しているため、そこから自身の評価点が業界内でどの程度の位置にあるのか推測しているということはある。</p>
--	---

⑥世田谷区立山野小学校改築太陽光発電設備工事

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
<p>・随意契約とした理由について。</p>	<p>・学校改築工事における電気設備工事との関連工事であるため、当該工事を請負っている事業者と随意契約をした。本来一体的に施工することが望ましい工事だが、補助金交付を受ける都合により別契約にしなければならないため、電気設備工事を落札した事業者との随意契約という形態をとっている。</p>

⑦路面改良工事（打換）【桜丘四丁目23番から24番先外2箇所】

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
<p>・入札参加が15者と非常に多かったことと落札率88.07%という結果について、どのような理由が考えられるか。</p>	<p>・年度当初の入札であったため、事業者側の施工体制に余裕があることと工事箇所も交通量が少ない場所で、施工難易度の高くない工事であったこともあり入札参加が多かったことが想定される。</p>

⑧世田谷区玉川総合支所庁舎・区民会館改築電気設備工事

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
<p>・3者による建設共同企業体での発注だ</p>	<p>・本案件は工事規模や内容を勘案したう</p>

が、どのように決めているのか。	え、入札参加者等選定委員会の審議を経て区として入札に参加する者の資格を決定し、3者による建設共同企業体で入札を実施した。
-----------------	--

⑨世田谷区立尾山台地域体育館受変電設備改修工事

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・落札率が非常に低い、考えられる理由について。	・本件は、材料費の占める割合が高い工事であるので、落札業者とメーカー間の調整などにより、設計時の想定価格よりも安く入札ができたと想定される。

(2) 審議結果

審議対象案件について様々な質問や意見等が出されたが、個別の案件や入札契約手続きに関して、特に区に対し具申すべき点、又は改善すべき点はなかった。

3 意見交換

世田谷区入札監視委員会の審議の対象等について意見交換を行なった。契約の透明性・公正性をより明確にしながら審議するため、事務局が提供する資料について、辞退理由等を分析するための資料をはじめ様々な資料を提供して欲しいとの意見が出された。引き続き、入札監視委員会において、意見交換を実施していく。